

連結貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	598,562	流 動 負 債	721,384
現金及び預金	22,235	支払手形及び買掛金	263,382
受取手形及び売掛金	287,749	短期借入金	101,580
商品及び製品	117,749	1年内償還社債	15,000
仕掛品	766	コマーシャル・ペーパー	104,000
原材料及び貯蔵品	122,334	未払金	186,512
繰延税金資産	6,757	未払法人税等	1,326
その他	41,381	未払費用	10,559
貸倒引当金	△412	賞与引当金	2,265
		その他	36,756
固 定 資 産	574,177	固 定 負 債	193,631
有 形 固 定 資 産	432,336	社 債	15,200
建物及び構築物	113,318	長期借入金	62,292
タ ン ク	11,576	繰延税金負債	3,711
機械装置及び運搬具	119,274	退職給付引当金	68,926
土 地	165,051	役員退職慰労引当金	612
建設仮勘定	16,792	特別修繕引当金	15,622
その他	6,323	その他	27,265
無 形 固 定 資 産	11,355	負 債 合 計	915,015
借 地 権	4,145	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	4,951	株 主 資 本	233,537
その他	2,257	資 本 金	34,197
投資その他の資産	130,485	資 本 剰 余 金	22,113
投資有価証券	42,076	利 益 剰 余 金	177,408
長期貸付金	6,415	自 己 株 式	△181
繰延税金資産	67,366	評価・換算差額等	1,979
その他	15,893	その他有価証券評価差額金	1,979
貸倒引当金	△1,267	少 数 株 主 持 分	22,206
		純 資 産 合 計	257,723
資 産 合 計	1,172,739	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,172,739

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業損 営業外収益 受取利息 受取配当金 為替差益 匿名組合投資利益 負ののれん償却額 その他 営業外費用 支持分法投資損失 その他 経常損 特別利益 固定資産売却益 投資有価証券売却益 補助金収入 撤去費用戻入 その他 特別損失 固定資産処分損 投資有価証券評価損 減損 事業整理損 その他 税金等調整前当期純損失 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益 当期純損	2,022,520 1,956,623 65,896 123,038 57,142 130 1,977 683 988 118 1,738 3,390 681 877 56,455 1,310 108 1,618 487 469 3,451 158 5,360 21,169 1,078 83,680 2,600 △29,611 950 57,619	2,022,520 1,956,623 65,896 123,038 57,142 5,636 4,949 56,455 3,994 31,219 83,680 △27,010 950 57,619
---	--	--

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年12月31日残高	34,197	22,113	248,589	△178	304,721
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△13,561		△13,561
当期純損失			△57,619		△57,619
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	△71,180	△2	△71,183
平成21年12月31日残高	34,197	22,113	177,408	△181	233,537

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金		
平成20年12月31日残高	2,092	21,637	328,451
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△13,561
当期純損失			△57,619
自己株式の取得			△3
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△113	568	455
連結会計年度中の変動額合計	△113	568	△70,727
平成21年12月31日残高	1,979	22,206	257,723

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社は38社であり、その会社は次のとおりであります。

昭和四日市石油株式会社	東京シェルパック株式会社
東 亜 石 油 株 式 会 社	株式会社ペトロスター関東
昭和シェル船舶株式会社	株式会社サンロード
株式会社エネサンスホールディングス	株式会社新陽石油
日本グリース株式会社	株式会社丸新
昭石化工株式会社	永瀬石油株式会社
平和汽船株式会社	上燃株式会社
昭石海外石油開発株式会社	日商砒油株式会社
株式会社ライジングサン	セントラルエネルギー株式会社
昭石エンジニアリング株式会社	若松ガス株式会社
株式会社ペトロスター関西	株式会社ジェネックス
中央シェル石油販売株式会社	株式会社オンサイトパワー
関東礦油エネルギー株式会社	昭和シェルソーラー株式会社
中川石油株式会社	他11社

(*)連結子会社であった株式会社昭石ホームガス及び住商液化ガス株式会社中央は、連結子会社である昭石ガス株式会社と合併したため、連結子会社数が減少しております。なお、昭石ガス株式会社は、商号を株式会社エネサンス関東に変更しております。

②主要な非連結子会社である株式会社ハヤワ等は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用に関する事項

①持分法適用の関連会社は12社であり、その会社は次のとおりであります。

西部石油株式会社	ジャパンオイルネットワーク株式会社
株式会社ダイヤ昭石	三重石商事株式会社
株式会社シェル石油大阪発売所	常陽シェル石油販売株式会社
セントラル石油瓦斯株式会社	丸紅エネルギー株式会社
新潟石油共同備蓄株式会社	豊通石油販売株式会社
シェル徳発株式会社	TSアロマティックス株式会社

- ②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社である共同瓦斯株式会社等は、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用範囲から除外しております。
- ③持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、関東礦油エネルギー株式会社及び永瀬石油株式会社は、当連結会計年度から決算日を9月30日に変更しております。なお、関東礦油エネルギー株式会社につきましては、決算日を変更したことにより、当期は平成21年1月1日から平成21年9月30日までの9ヶ月間を連結しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであり、それぞれの決算日の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

9月30日	10社
10月31日	1社
12月31日	27社

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

- (ア) 有 価 証 券
 その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

- (イ) デリバティブ……………時価法

- (ウ) た な 卸 資 産……………主として総平均法による原価法

商品及び製品、仕掛品、
 原材料及び貯蔵品
 （貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア)有形固定資産……………主として定額法

(リース資産を除く)

耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、当社の京浜製油所扇町工場及び連結子会社である昭和四日市石油株式会社の主要石油精製設備については、自主耐用年数（20年）を採用しております。

(イ)無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ウ)リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前（平成20年12月31日以前）のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

(ア)貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般

債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ)賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、原則として

支給見込額のうち、当連結会計年度対応分を計上しております。

(ウ)役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支払に備えるため、支給

見込額を計上しております。

(エ) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による均等額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(オ) 役員退職慰労引当金…………… 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。

(カ) 特別修繕引当金…………… 将来支出する修繕費用に充てるため、製油所の機械装置に係る定期修繕費用及び消防法により定期開放点検が義務づけられたタンク等に係る点検修理費用の当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、ヘッジ会計を適用しておりません。

⑤消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

⑥のれん及び負ののれんの償却の方法

のれん及び負ののれん、のれん相当額及び負ののれん相当額の償却については、発生原因に応じ20年以内での均等償却を行っております。

但し、金額が少額ののれん及び負ののれんについては一括償却しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価方法

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更]

①棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

この変更に伴い、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ1,728百万円増加しております。

②リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が当基準適用初年度開始前（平成20年12月31日以前）の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

③退職給付に係る会計基準の一部改正（その3）の適用

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）が平成21年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。

なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

④表示方法の変更

前連結会計年度まで「たな卸資産」として表示しておりましたが、「商品及び製品」、「仕掛品」及び「原材料及び貯蔵品」として表示しております。

[追加情報]

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び連結子会社は、一部の石油精製設備等機械装置について、法人税法改正を契機に当該設備の利用状況等を勘案して耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

この変更に伴い、減価償却費が1,168百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は1,168百万円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保提供資産の種類

現金及び預金	4,027百万円
受取手形及び売掛金	1,133百万円
たな卸資産	82百万円
建物及び構築物	21,511百万円
タンク	5,216百万円
機械装置及び運搬具	84,373百万円
土地	42,877百万円
その他有形固定資産	1百万円
計	159,223百万円

(注) 上記の他に連結子会社である株式会社ジェネックスの借入金に対して、以下の資産を担保に供しております。

株式会社ジェネックス株式	1,680百万円
株式会社ジェネックスに対する長期貸付金	2,520百万円

②担保付債務

長期借入金	9,202百万円
短期借入金	3,057百万円
未払金	58,003百万円
計	70,264百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 717,696百万円

(減価償却累計額には、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用することによる、減損損失累計額が含まれております。)

(3) 保証債務

銀行借入等の債務保証	2,556百万円
従業員（財形住宅融資金）に対する債務保証	935百万円
計	3,492百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

事業整理損

事業整理損の主な内容は、扇町工場に関する減損損失（10,907百万円）、撤去に関連する見積費用等（10,261百万円）となっております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

普通株式	376,850,400株
------	--------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当

(ア) 平成21年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	6,780百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	18円
基準日	平成20年12月31日
効力発生日	平成21年3月30日

(イ) 平成21年8月6日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	6,780百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	18円
基準日	平成21年6月30日
効力発生日	平成21年9月9日

②当連結会計年度後に行う剰余金の配当

平成22年3月30日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額	6,780百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	18円
基準日	平成21年12月31日
効力発生日	平成22年3月31日

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	625.33円
1株当たり当期純損失	152.99円

独立監査人の監査報告書

平成22年 2月22日

昭和シェル石油株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 林 昭 夫 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	加 藤 達 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和シェル石油株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和シェル石油株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	642,139	流 動 負 債	699,517
現金及び預金	9,021	買掛金	251,926
受取手形	110	短期借入金	93,714
売掛金	280,948	1年内償還社債	15,000
商品及び製品	107,877	コマーシャル・ペーパー	104,000
原材料及び貯蔵品	113,223	リース債務	92
前払費用	1,106	未払金	176,243
短期貸付金	104,925	未払法人税等	107
繰延税金資産	4,741	未払費用	9,609
その他	21,511	前受金	14,409
貸倒引当金	△1,326	預り金	31,891
		賞与引当金	882
		その他	1,641
固 定 資 産	414,808	固 定 負 債	145,618
有 形 固 定 資 産	211,638	社 債	15,000
建物	50,972	長期借入金	48,000
構築物	22,494	リース債務	462
タ ン ク	5,085	退職給付引当金	57,683
機械及び装置	16,963	特別修繕引当金	2,938
車両・運搬具	15	デリバティブ負債	677
工具・器具・備品	2,549	その他	20,856
土地	111,337	負 債 合 計	845,136
リース資産	22	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	2,197	株 主 資 本	210,103
無 形 固 定 資 産	8,032	資 本 金	34,197
借地権	3,812	資 本 剰 余 金	22,074
ソフトウェア	4,124	資 本 準 備 金	22,045
その他	95	その他資本剰余金	28
投資その他の資産	195,137	利 益 剰 余 金	153,964
投資有価証券	10,723	利 益 準 備 金	6,749
関係会社株式	83,920	その他利益剰余金	147,214
出資金	1,721	固定資産圧縮準備金	13,206
長期貸付金	25,465	別 途 積 立 金	5,550
長期前払費用	1,056	繰越利益剰余金	128,458
繰延税金資産	62,210	自 己 株 式	△132
デリバティブ資産	677	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,708
その他	9,901	その他有価証券評価差額金	1,708
貸倒引当金	△539	純 資 産 合 計	211,812
資 産 合 計	1,056,948	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,056,948

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

売上高 売上原価		1,897,254
		1,870,560
売上総利益 販売費及び一般管理費		26,694
		86,092
営業損失 営業外収益		59,397
受取利息 受取配当金 為替差益 匿名組合投資利益 その他	1,259 2,307 745 988 935	6,236
営業外費用 支払利息 その他	3,079 614	3,694
経常損失 特別利益		56,856
固定資産売却益 投資有価証券売却益 補助金収入 その他	1,214 103 904 65	2,288
特別損失 固定資産処分損 関係会社株式評価損 事業整理損 減損損失 訴訟解決金 その他	2,195 182 21,892 5,100 237 261	29,869
税引前当期純損失 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	127 △29,189	84,437 △29,062
当期純損失		55,374

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成20年12月31日残高	34,197	22,045	28	22,074
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
その他利益剰余金の積立				
その他利益剰余金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0
平成21年12月31日残高	34,197	22,045	28	22,074

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
固定資産 圧縮準備金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成20年12月31日残高	6,749	13,227	5,550	197,373	222,900
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△13,561	△13,561
当期純損失				△55,374	△55,374
自己株式の取得					
自己株式の処分					
その他利益剰余金の積立		0		△0	-
その他利益剰余金の取崩		△22		22	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	△21	-	△68,914	△68,935
平成21年12月31日残高	6,749	13,206	5,550	128,458	153,964

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
平成20年12月31日残高	△129	279,042	1,610	280,652
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△13,561		△13,561
当 期 純 損 失		△55,374		△55,374
自己株式の取得	△3	△3		△3
自己株式の処分	0	0		0
その他利益剰余金の積立		-		-
その他利益剰余金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			98	98
事業年度中の変動額合計	△2	△68,938	98	△68,840
平成21年12月31日残高	△132	210,103	1,708	211,812

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

(ア) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

(イ) その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブの評価方法……………時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品…主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、京浜製油所扇町工場の主要石油精製設備については、自主耐用年数（20年）を採用しております。

②無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前（平成20年12月31日以前）のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度対応分を計上しております。

③ 役員賞与引当金…………… 役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による均等額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 特別修繕引当金…………… 消防法により定期開放点検が義務づけられたタンクに係る点検修理費用の当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

当社はヘッジ会計を適用しておりません。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

[重要な会計方針の変更]

① 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

この変更に伴い、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ1,676百万円増加しております。

② リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が当基準適用初年度開始前（平成20年12月31日以前）の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

③ 退職給付に係る会計基準の一部改正（その3）の適用

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）が平成21年3月31日以前に開始する事業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。

なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

④表示方法の変更

前事業年度まで「半製品」及び「未着商品」として表示しておりましたが、当事業年度より「商品及び製品」に含めて表示し、「容器」、「原料及び材料」、「未着原材料」及び「貯蔵品」として表示しておりましたものを、「原材料及び貯蔵品」として表示しております。

[追加情報]

有形固定資産の耐用年数の変更

一部の石油精製設備等機械装置について、法人税法改正を契機に当該設備の利用状況等を勘案して耐用年数の見直しを行い、当事業年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

この変更に伴い、減価償却費が59百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は59百万円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保提供資産の種類

土地	7,017百万円
----	----------

②担保付債務

未払金	9,751百万円
-----	----------

(上記の担保提供資産には、上記債務の他、関係会社の東亜石油株式会社
の未払金(当期末7,999百万円)に対するものが含まれております。)

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	263,688百万円
--------------------	------------

(減価償却累計額には、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用することによ
る、減損損失累計額が含まれております。)

(3) 保証債務

銀行借入等の債務保証	5,268百万円
------------	----------

従業員(財形住宅融資金)に対する債務保証	844百万円
----------------------	--------

計	6,112百万円
---	----------

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	182,315百万円
--------	------------

長期金銭債権	25,007百万円
--------	-----------

短期金銭債務	174,825百万円
--------	------------

長期金銭債務	846百万円
--------	--------

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	496,292百万円
仕入高	288,274百万円
営業取引以外の取引高	5,075百万円

(2) 事業整理損

事業整理損の主な内容は、扇町工場に関する減損損失（10,894百万円）、撤去に関連する見積費用等（10,998百万円）となっております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式数	155,081株
-------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因となった主な項目は次のとおりです。

(繰延税金資産)

退職給付引当金損金算入限度超過額	26,785百万円
固定資産減損損失	15,646百万円
事業整理損	9,210百万円
投資有価証券等評価損の否認額	1,526百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	616百万円
繰越欠損金	45,486百万円
その他	5,653百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産小計	104,926百万円
評価性引当額	△27,747百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産合計	77,178百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮準備金	△9,064百万円
その他有価証券評価差額金	△1,162百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金負債合計	△10,226百万円

繰延税金資産の純額	66,952百万円
-----------	-----------

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

取得価額相当額	566百万円
減価償却累計額相当額	374百万円
未経過リース料期末残高相当額	191百万円
支払リース料（減価償却費相当額）	86百万円
（上記の金額には転貸リース物件は含まれておりません。）	

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	562.29円
1株当たり当期純損失	147.00円

独立監査人の監査報告書

平成22年 2 月 22 日

昭和シェル石油株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 林 昭 夫 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	加 藤 達 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和シェル石油株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年2月23日

	昭和シェル石油株式会社	監査役会	
常勤監査役	野崎久男		㊟
常勤監査役	山本皖司		㊟
監査役	宮崎緑		㊟
監査役	山岸憲司		㊟

(注) 監査役 宮崎 緑及び監査役 山岸 憲司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上